

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

袖ヶ浦市では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。ひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話をお聞かせ下さい。



問い合わせ先

袖ヶ浦市自立相談支援室

電話：0438-62-3159（袖ヶ浦市役所地域福祉課内）

受付時間：（月～金曜日 8:30～17:00）

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が広がります

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



主な給付要件

項 目			
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少している。			
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていない。 ※袖ヶ浦市の場合			
	単身世帯	2人世帯	3人世帯
収入基準額（月額）	115,200円	160,000円	188,400円
支給家賃額（上限額）	37,200円	45,000円	48,400円
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していた。			
ハローワークに求職の申し込みをする（新型コロナウイルスの影響で一時的な減収の場合は必須ではありません）。			

上記すべてに該当する方は住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いです。他にも要件がありますので、まずは電話で相談してください。